

岡環事第1669号
令和4年2月1日

関係各位

岡山市環境局環境部環境事業課

車載用仮設トイレ（トイレカー）の取扱いについて

立春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素より、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、工事現場等で使用する車載用仮設トイレ（トイレカー）が普及しています。同一工事現場等でのトイレカーの移動は、トイレカーの性質上やむを得ないと考えていますが、し尿が入った状態での他の工事現場等への移動は、廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。

本市では収集地区ごとにし尿収集業者が明確に定められており、トイレカーの移動に伴い、その収集地区を跨ぐ場合があるため、実際にトイレカーを使用した地区の業者と異なる業者が収集するケースが想定されます。

また、近隣自治体を跨ぐ場合も想定されますが、市内で排出された廃棄物は岡山市に処理責任があり、原則は他の自治体で処理することはできません。

トイレカーを他の工事現場等に移動し引き続き使用する場合は、使用した地区の業者へ収集を依頼し、し尿が入っていない状態で移動するようお願いいたします。

何卒、トイレカーの使用取扱いについてはご注意ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先
岡山市環境局環境部
環境事業課 業務第1係
電話086-803-1302（直通）